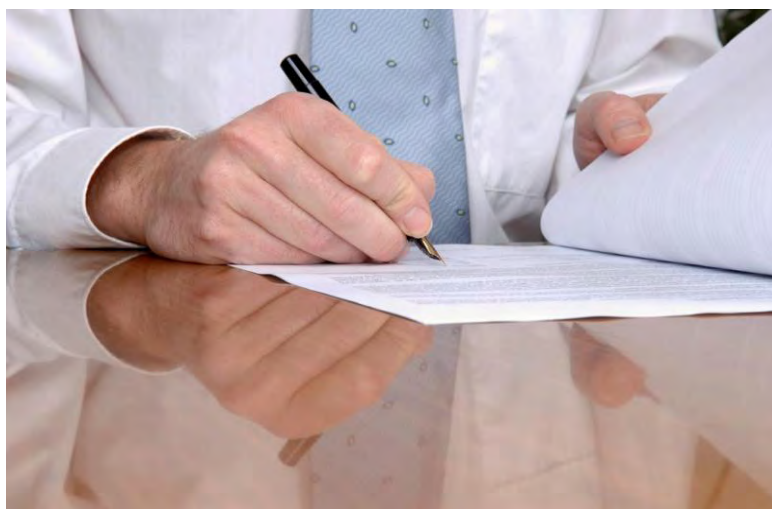


年金相談マニュアル

本編（文書）



日本年金機構
Japan Pension Service

目 次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 相談にあたっての基本姿勢	1
第3節 相談対象者の範囲	2
第4節 連絡体制	2

第2章 事務処理

第1節 文書相談事務の流れ	4
第2節 受付	5
第3節 相談対象者の確認	6
第4節 相談内容の分析及びデータ収集	8
第5節 回答文書の作成	10

第3章 統計

第4章 年金相談関係文書の保存

別添1 現金等送付分にかかる事務処理要領	19
別添2 「年金事務所長等への手紙」に対する回答の作成及び情報提供について	30
別添3 文書相談受付票	40
別添4 回答例文集	41

第1章 総則

第1節 目的

このマニュアルは、文書（ファクシミリによるものを含む。以下同じ。）相談業務に関し、その基本的な事項について定め、もって文書相談業務の円滑かつ適正な遂行と年金受給者等の個人情報等の保護に資することを目的とする。

第2節 相談にあたっての基本姿勢

年金相談にあたり相談担当者は、相談者に対し懇切丁寧に応対することはもとより、年金制度が国民の老後の生活を支える支柱として重要な役割を果たすなど国民生活に極めて密接な結びつきを有しているものであることを十分理解し、相談者の立場に立った真摯な態度での応対が望まれる。

コンピューターによる情報処理の発達とともに、プライバシー保護の重要性が提唱されているが、このような社会的背景もあり、年金相談の応対には、相談者個人の秘密保持に細心の注意をもってあたることとなる。

なお、データ提供等にあたっては、「日本年金機構個人情報保護管理規程（規程第13号）」に準じて行うものとする。

現金等送付分にかかる事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1. この要領は、被保険者等から年金事務所等宛に照会文書に同封されて現金等が送付された場合のうち、保険料徴収関係など送付先が特定できなかった場合の具体的な事務の取り扱いについて定めるものである。

(現金等の管理責任者)

第2. 送付された現金等（以下「預かり金」と言う。）の管理責任者は、厚生年金適用調査課長とし、実務取扱者はお客様相談室長とする。また、実務取扱補助者を1名置くこととする。

・実務取扱補助者は、現金等の受付の都度、厚生年金適用調査課長またはお客様相談室長の承認を受ける。また、実務取扱補助者は、現金等送付分出納計算書（日報）を作成し、厚生年金適用調査課長又はお客様相談室長は、預かり金の突合・確認を行う。毎月末日における受付・処理状況について、現金等送付分出納計算書（月報）を作成し、厚生年金適用調査課長までの確認を受ける。

第2章 現金等送付分に関する事務処理

第3. 現金等が送付された場合の事務処理は、次により行う。

(受付)

1. 厚生年金適用調査課より、現金の回付を受けた場合は、現金封筒等に記載された金額と現金が一致していることを確認の上、厚生年金適用調査課の書留収受簿または金券配布簿に受領印を押印し返付する。
2. 現金等送付分受付整理簿に記載するとともに、整理番号を払い出す。
3. 現金等送付分出納計算書（日計）の「現金受付」欄に、受付金額、件数を記載するとともに、厚生年金適用調査課長又はお客様相談室長が確認を行う。
4. 確認した後の現金については、整理番号ごとに厚生年金適用調査課長が金庫に保管する。
5. 現金等送付分処理票を作成し、現金封筒及び同封書類を添付する。

(本人宛返送)

6. お客様相談室に送付される現金等は、その大半が手数料・郵送料・御礼的な少額現金であることから、原則として本人に現金書留で返送する。

回 答 例 文 集

回答例文 INDEX

回答の雛形等

例文 番号	照 会 内 容 等	標 題	同封物	頁
—	回答の雛形		—	47
—	ファクシミリによる相談が到着したことを相談者に連絡する場合	相談受付連絡票	—	48

年金制度に関する相談

例文 番号	照 会 内 容 等	標 題	同封物	頁
A-001	平成13年4月から変更された特別支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げについて照会があった場合	特別支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げについて	—	49
A-002	平均標準報酬月額 of 計算はどのように計算するか照会があった場合	平均標準報酬月額の計算方法について	—	53
A-003	平均標準報酬月額の計算について具体的な照会があった場合	平均標準報酬月額および平均標準報酬額について	—	58
A-004	老齢厚生年金と雇用保険との調整について照会があった場合	老齢厚生年金と雇用保険との調整について	・雇用リーフレット	63
A-005	遺族年金、老齢年金の選択について照会があった場合	65歳以上の方の遺族厚生年金支給停止額と老齢厚生年金額について	—	64
A-006	加給年金額停止の理由について照会があった場合	老齢厚生年金等の加給年金額について	—	66
A-007	現況届の加給年金額対象者の欄を斜線で抹消して提出し、加給年金が保留されたことについて照会があった場合	加給年金額対象者の生計維持関係の確認について	・生計維持していることの申立書 ・加給年金額対象者不該当届	67
A-008	65歳になって、遺族厚生年金の年金額が下がったことについて照会があった場合	遺族厚生年金の中高齢加算について	—	68
A-009	外国人脱退一時金の受給要件・請求手続きについて照会があった場合	脱退一時金の請求について	・脱退一時金請求書 ・リーフレット	69
A-010	海外からの年金の請求手続きについて照会があった場合	海外にお住まいの方へ	・被保険者記録照会回答票及び見方 ・被保険者資格期間確認依頼書 ・101号様式(年金請求書) ・年金の支払を受ける者に関する事項	71

回答例文 INDEX

被保険者記録に関する相談

例文番号	照 会 内 容 等	標 題	同封物	頁
B-001	厚生年金保険の被保険者期間の照会で、年金手帳の記号番号、事業所名称、所在地等がわからない場合（職歴照会）	厚生年金保険の被保険者期間について（職歴照会）	・被保険者資格期間 確認依頼書	75
B-002	被保険者期間の照会について督促があった場合（回送分）	被保険者期間等の照会について	—	76

年金見込額に関する相談

例文番号	照 会 内 容 等	標 題	同封物	頁
C-001	年金見込額について照会があった場合（共通）	年金見込額について	・被保険者記録照会 回答票及び見方	77
C-002	年金見込額について照会があった場合（一般）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	79
C-003	年金見込額について照会があった場合（在職中）	年金見込額のお知らせ	・在老リーフレット ・被保険者記録照会 回答票及び見方	80
C-004	年金見込額について照会があった場合（退職後）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	81
C-005	年金見込額について照会があった場合（加給年金額を含む）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	82
C-006	年金見込額について照会があった場合（老齢基礎年金のみ）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	83
C-007	年金見込額について照会があった場合（全部繰上げ）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	84
C-008	年金見込額について照会があった場合（一部繰上げ）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	85
C-009	年金見込額について照会があった場合（繰下げ）	年金見込額のお知らせ	・被保険者記録照会 回答票及び見方	86
C-010	年金見込額について照会があった場合（各年齢ごとで全部繰り上げと一部繰上げの年金額）	特別支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げによる年金額の試算について	—	87

回答例文 INDEX

C-011	年金見込額について照会があった場合(全部繰上げ)	特別支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げによる年金額の試算について(全部繰上げ)	—	89
C-012	年金見込額について照会があった場合(一部繰上げ)	特別支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げによる年金額の試算について(一部繰上げ)	—	92
C-013	年金見込額について照会があった場合(家族・親類等からの照会)	年金見込額の照会について	—	96
C-014	年金見込額について照会があった場合(受給資格期間不足)	年金見込額試算結果について	・被保険者記録照会 回答票及び見方	97

年金の請求に関する相談

例文 番号	照 会 内 容 等	標 題	同封物	頁
D-001	年金証書は受け取り後、初回支払について照会があった場合	年金の決定及び初回支払について	—	98
D-002	65歳到達後、年金の支払が止まっているとの照会があった場合(新法)	65歳の年金請求書及び支払について	・年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ様式) ・目隠しシール	99

裁定後の年金に関する相談

例文 番号	照 会 内 容 等	標 題	同封物	頁
E-001	老齢基礎年金・老齢厚生年金の年金額の計算式並びに年金額について照会があった場合	老齢基礎年金・老齢厚生年金の年金額について	—	100
E-002	特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算式並びに年金額について照会があった場合	特別支給の老齢厚生年金の年金額について	—	103
E-003	特別支給の退職共済年金の年金額の計算式並びに年金額について照会があった場合	特別支給の退職共済年金の額について	—	105
E-004	初回支払の内訳について照会があった場合(過年分)	年金の初回支払について	—	108
E-005	支払年金額の内訳について照会があった場合	支払額の内訳について	—	110
E-006	在職中における特別支給の老齢厚生年金の支給停止額の計算について照会があった場合(65歳前)	在職中における特別支給の老齢厚生年金の支給停止額の計算方法について(平成17年4月から)	・在老リーフレット	111

回答例文 INDEX

E-007	在職中における老齢厚生年金の支給停止額の計算について照会があった場合(65歳後)	60歳台後半の在職老齢年金制度について	・ 在老リーフレット	114
E-008	高年齢雇用継続給付との調整による年金の支給停止額の計算式について照会があった場合	高年齢雇用継続給付との調整による年金の支給停止額の計算方法について	・ 雇用リーフレット	116
E-009	65歳以降の老齢厚生年金の年金額について照会があった場合	65歳からの年金額について	—	118
E-010	厚生年金基金加入期間がある場合の退職後の老齢厚生年金の年金額について照会があった場合	厚生年金基金加入期間のある老齢厚生年金の年金額について	—	119
E-011	過払いの返済方法について照会があった場合	年金の過誤払額の返済方法について	—	121
E-012	年金から介護保険料の天引きがされていないことについて照会があった場合	介護保険料の特別徴収について	—	122
E-013	年金振込通知書に書かれている介護保険料額について照会があった場合	年金振込通知書の介護保険料額について	—	124
E-014	源泉徴収票と改定通知書の額が相違していることについて照会があった場合	源泉徴収票と年金額改定通知書の額について	—	125
E-015	源泉徴収されている税額について照会があった場合(申告書未提出)	所得税の源泉徴収について	・ 扶養親族等申告書 ・ 目隠しシール ・ 扶養リーフレット	126
E-016	平成 年分の源泉徴収税額の計算内訳について照会があった場合	平成 年分の源泉徴収税額の計算の基礎について	—	127
E-017	年金から差し引かれている税金の計算について照会があった場合	源泉徴収税額の計算について	—	129
E-018	年金受給権者の住所(住居表示)、支払機関等の変更申出で、基礎年金番号年金コードが不明の場合	年金受給権者の住所・支払機関変更届について	・ 住所・支払機関変更届 ・ 目隠しシール	131
E-019	支払機関の変更申出があった場合(金融機関証明なし)	年金受給権者の支払機関変更届について	・ 住所・支払機関変更届 ・ 目隠しシール	132
E-020	厚生年金を受けていた者が亡くなったときの手続きについて照会があった場合(年金事務所提出分)	死亡の手続きについて	・ 年金受給権者死亡届 ・ 未支給請求書 ・ 加給年金額対象者不該当届 ・ 年金請求書	133
E-021	年金の決定事項に関し、不服申し立てがあった場合	不服の申し立てについて	—	134

回答例文 INDEX

様式

例文 番号	標 題	頁
－	厚生年金保険 被保険者加入期間照会申出書及び記載例	135
－	国民年金保険料納付記録の照会申出書及び記載例	137
－	被保険者資格期間確認依頼書	139
－	被保険者記録照会回答票及び見方	140
－	在職老齢年金リーフレット	142
－	雇用調整リーフレット	144
－	返納方法申出書	146

平成 年 月 日

様

年金事務所

特別支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げについて

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。

昭和16年4月2日～昭和24年4月1日（女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日）に生まれた方の特別支給の老齢厚生年金については、老齢基礎年金の繰上げ請求を行うことにより、特別支給の老齢厚生年金と繰上げた老齢基礎年金が併給されることとなります。

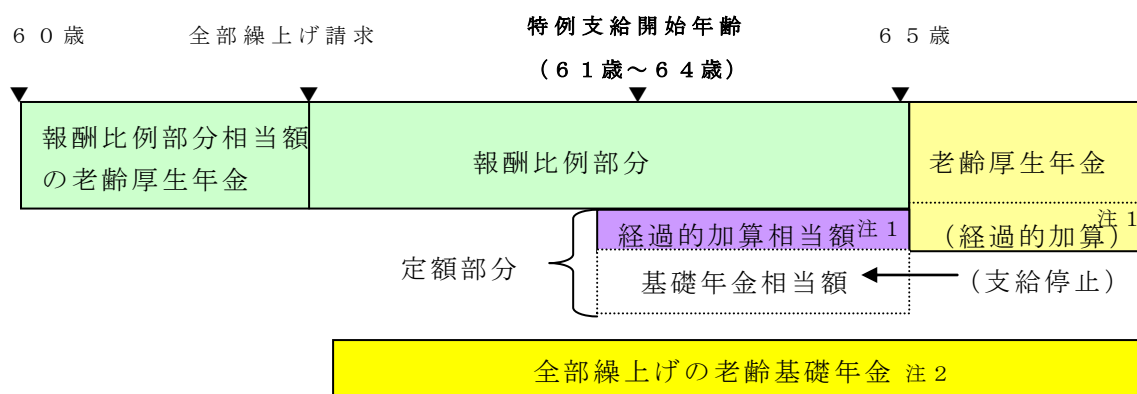
老齢基礎年金の繰上げは、全部繰上げと一部繰上げがあり、どちらか一方の繰上げを請求することができます。

なお、「全部繰上げ」は60歳から65歳前までの間に請求できますが、「一部繰上げ」は60歳から特例支給開始年齢になる月の前月までの間に請求することになっています。

また、昭和16年4月2日～昭和21年4月1日生まれ的女子は、「全部繰上げ」を請求できますが、「一部繰上げ」は請求できません。

1 老齢基礎年金の全部繰上げ

昭和16年4月2日～昭和24年4月1日（女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日）に生まれた方の場合



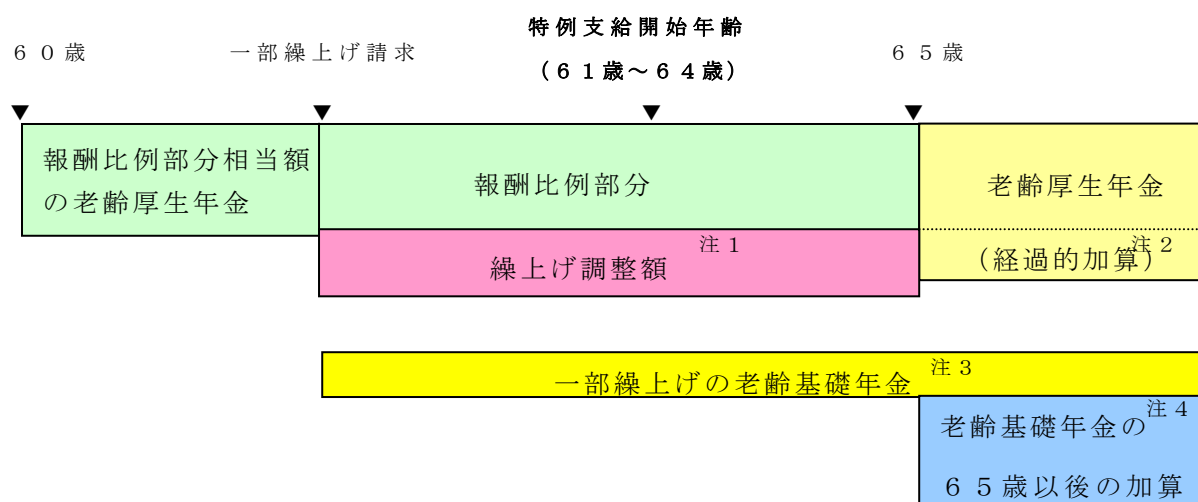
注1 定額部分については、定額部分の額から老齢基礎年金相当額を減じた額（経過的加算相当額）が、生年月日に応じた本来の支給開始年齢から支給されます。

注2 全部繰上げした場合の老齢基礎年金の額は、繰上げ請求月に応じた見直し後の減額率（月0.5%）により、計算した額となります。

注3 繰上げ支給の老齢基礎年金の額は、65歳到達以後も同じ減額率となります。

2 老齢基礎年金の一部繰上げ

昭和16年4月2日～昭和24年4月1日（女子は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日）に生まれ、「60歳から65歳までの老齢厚生年金」を受けられる方の場合



注1 老齢厚生年金の定額部分については、繰上げ支給の開始年齢から65歳までの間の給付額が維持されるように定額部分から政令で定める額「定額部分×（繰上年数×12／60）」を減じ、これを繰上げ調整額として支給します。

注2 経過的加算は、定額部分の額から老齢基礎年金相当額を差し引いて得た額を支給します。

注3 老齢基礎年金については、65歳から支給される老齢基礎年金の額に政令で定める率（1－一定額部分の支給率）を乗じ、その額に更に政令で定める率（1－繰上減額率）を乗じて得た額を、老齢基礎年金の繰上げ額として支給します。

注4 受給権者が65歳に到達したときは、注1）繰上げ調整額が支給されなくなるので、加算が行われます。この加算額は、繰上げ調整額と同様の計算で算出します。

「特例支給開始年齢到達以前の改定」

繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の報酬比例部分は、繰上げ支給開始以後に退職した場合、その時点で改定を行い増額します。しかし、繰上げ調整額については改定せず、特例支給開始年齢に到達した時点で、報酬比例部分の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が、繰上げ調整額の基礎となる被保険者期間の月数を超える分を増額し、年金額を改定します。

なお、この増額分には、繰上げ調整額を計算する場合のような減額措置は講じません。また、繰上げ支給の老齢基礎年金の額は改定されず、繰上げ支給開始時と同じとなります。

「特例支給開始年齢以後の改定」

特例支給開始年齢到達以後に退職した場合には、報酬比例部分と併せて繰上げ調整額についても改定し、報酬比例部分の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が、繰上げ調整額の基礎となる被保険者期間の月数を超える分を増額し、年金額を改定します。

なお、この増額分には、繰上げ調整額を計算する場合のような減額措置は講じません。

また、繰上げ支給の老齢基礎年金の額は改定されず、繰上げ支給開始時と同じとなります。

《加給年金額》

加給年金額については、特例支給開始年齢に到達した時点で加算が開始されます。ただし、支給開始年齢に到達した時点で、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月に満たない場合は、240月以上となるに至った月から加給年金額が加算されます。

《在職者の場合》

繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が在職している場合（被保険者である場合）、繰上げ支給の老齢基礎年金については、在職支給停止の対象とはされず、報酬比例部分と繰上げ調整額について、在職支給停止の対象とされます。

- ※ 文書により年金相談されるときは、基礎年金番号・年金コード、フリガナ氏名、生年月日、住所、連絡先の電話番号を記入してください。
- ※ 電話により年金相談されるときは、ねんきんダイヤルをご利用ください。

平成 年 月 日

様

年金事務所

平均標準報酬月額の計算方法について

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。

平均標準報酬月額は、原則として、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額の合計額を、その期間の月数で除して得た額ですが、次のように算出されます。

- 1 昭和32年10月以降の被保険者期間が3年以上ある方は、昭和32年10月以降の期間の標準報酬月額を平均します。
- 2 昭和32年10月以降の被保険者期間が3年以上ないが、全期間が3年以上ある方は、最終3年間の標準報酬月額を平均します。
- 3 各月の標準報酬月額が1万円未満のときは、これを1万円として計算します。
- 4 平均標準報酬月額の計算にあたっては、別表の再評価率を乗じて得た額を各月の標準報酬月額として平均額を計算します。5%の適正化を行った場合の計算式での再評価率は、新しい再評価率を用いて算出します。

ただし、平成12年4月以降5%適正化により計算された年金額が従前の規定により計算された年金額に満たないときは、旧再評価率（平成6年改正の再評価率）を用いて算出することとしています。

あなた様の場合は、従前額保障の計算式で算出しますので、旧再評価率を用いています。

なお、平成15年4月1日前に被保険者であった人の平均標準報酬月額が70,900円に満たないときは、平均標準報酬月額を70,900円（昭和10年4月1日以前生まれの人の場合は69,540円、昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人の場合は69,825円、昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人の場合は70,327円）とします。

- 5 昭和32年10月以前から被保険者である方で、昭和51年8月以後にも被保険者期間のある方の平均標準報酬月額、下記の計算式を用いて算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline 32.10 \sim 51.7 \\ \text{の標準報酬} \\ \text{月額の平均} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 32.9 \text{ 以前の} \\ \text{期間を含む} \\ 51.7 \text{ までの} \\ \text{月数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 51.7 \text{ 以後の} \\ \text{標準報酬月} \\ \text{額の平均額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 51.7 \\ \text{以後の月数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{全被保険者} \\ \text{期間の月数} \\ \hline \end{array}}$$

- 6 昭和51年8月、昭和55年10月、昭和61年4月、平成元年4月、平成6年10月に再計算した結果、受けていた年金額より下がる時は、例外措置があります。
- 7 厚生年金基金に加入している期間（減算分）については、別表の再評価率を適用しない標準報酬月額で計算されます。
- 8 第3種被保険者（坑内員・船員）期間のある方は、異なった再評価率を適用します。
- 9 あなた様の年金額の計算の基となっている平均標準報酬月額は次のとおりです。

1	～	9	種	円		
前	3	7	8	9	種	円
後	3	7	8	9	種	円
基金	5	6	7	種	円	
基金前	7	種	円			
基金後	7	種	円			

※ 文書により年金相談されるときは、基礎年金番号・年金コード、フリガナ氏名、生年月日、住所、連絡先の電話番号を記入してください。

※ 電話により年金相談されるときは、ねんきんダイヤルをご利用ください。

「別表」 標準報酬月額の新旧再評価率表

被保険者期間	旧再評価率	生年月日に応じて定められた新再評価率			
		～昭 5. 4. 1	昭 5. 4. 2～ 昭 6. 4. 1	昭 6. 4. 2～ 昭 7. 4. 1	昭 7. 4. 2～ 昭 8. 4. 1
～ 昭 3 3. 3	13.96	13.765	13.904	14.202	14.275
昭 3 3. 4 ～ 昭 3 4. 3	13.66	13.469	13.604	13.898	13.967
昭 3 4. 4 ～ 昭 3 5. 4	13.47	13.282	13.414	13.703	13.773
昭 3 5. 5 ～ 昭 3 6. 3	11.14	10.985	11.095	11.332	11.392
昭 3 6. 4 ～ 昭 3 7. 3	10.30	10.156	10.258	10.478	10.533
昭 3 7. 4 ～ 昭 3 8. 3	9.30	9.170	9.263	9.461	9.511
昭 3 8. 4 ～ 昭 3 9. 3	8.54	8.422	8.504	8.690	8.732
昭 3 9. 4 ～ 昭 4 0. 4	7.85	7.739	7.818	7.988	8.027
昭 4 0. 5 ～ 昭 4 1. 3	6.87	6.774	6.842	6.990	7.025
昭 4 1. 4 ～ 昭 4 2. 3	6.31	6.222	6.284	6.418	6.453
昭 4 2. 4 ～ 昭 4 3. 3	6.14	6.053	6.116	6.248	6.279
昭 4 3. 4 ～ 昭 4 4. 1 0	5.43	5.354	5.409	5.523	5.554
昭 4 4. 1 1 ～ 昭 4 6. 1 0	4.15	4.092	4.134	4.222	4.243
昭 4 6. 1 1 ～ 昭 4 8. 1 0	3.60	3.549	3.586	3.663	3.681
昭 4 8. 1 1 ～ 昭 5 0. 3	2.64	2.604	2.628	2.686	2.700
昭 5 0. 4 ～ 昭 5 1. 7	2.25	2.218	2.240	2.290	2.301
昭 5 1. 8 ～ 昭 5 3. 3	1.86	1.834	1.853	1.893	1.902
昭 5 3. 4 ～ 昭 5 4. 3	1.71	1.686	1.704	1.740	1.749
昭 5 4. 4 ～ 昭 5 5. 9	1.62	1.598	1.614	1.647	1.656
昭 5 5. 1 0 ～ 昭 5 7. 3	1.46	1.439	1.454	1.486	1.493
昭 5 7. 4 ～ 昭 5 8. 3	1.39	1.369	1.385	1.415	1.422
昭 5 8. 4 ～ 昭 5 9. 3	1.34	1.322	1.335	1.363	1.369
昭 5 9. 4 ～ 昭 6 0. 9	1.29	1.272	1.285	1.312	1.319
昭 6 0. 1 0 ～ 昭 6 2. 3	1.22	1.204	1.214	1.240	1.246
昭 6 2. 4 ～ 昭 6 3. 3	1.19	1.173	1.185	1.210	1.216
昭 6 3. 4 ～ 平 元. 1 1	1.16	1.144	1.155	1.180	1.186
平 元. 1 2 ～ 平 3. 3	1.09	1.075	1.085	1.109	1.114
平 3. 4 ～ 平 4. 3	1.04	1.025	1.036	1.059	1.064
平 4. 4 ～ 平 5. 3	1.01	0.996	1.006	1.027	1.033
平 5. 4 ～ 平 6. 3	0.99	0.976	0.986	1.007	1.013
平 6. 4 ～ 平 7. 3	0.99	0.968	0.968	0.988	0.993
平 7. 4 ～ 平 8. 3	0.99	0.967	0.967	0.967	0.972
平 8. 4 ～ 平 9. 3	0.99	0.964	0.964	0.964	0.960
平 9. 4 ～ 平 1 0. 3	0.99	0.944	0.944	0.944	0.944
平 1 0. 4 ～ 平 1 1. 3	0.99	0.938	0.938	0.938	0.938
平 1 1. 4 ～ 平 1 2. 3	0.99	0.941	0.941	0.941	0.941
平 1 2. 4 ～ 平 1 3. 3	0.917	0.946	0.946	0.946	0.946
平 1 3. 4 ～ 平 1 4. 3	0.917	0.953	0.953	0.953	0.953
平 1 4. 4 ～ 平 1 5. 3	0.917	0.962	0.962	0.962	0.962
平 1 5. 4 ～ 平 1 6. 3	0.917	0.965	0.965	0.965	0.965
平 1 6. 4 ～ 平 1 7. 3	0.917	0.966	0.966	0.966	0.966
平 1 7. 4 ～ 平 1 8. 3	0.923	0.967	0.967	0.967	0.967
平 1 8. 4 ～ 平 1 9. 3	0.926	0.967	0.967	0.967	0.967
平 1 9. 4 ～ 平 2 0. 3	0.924	0.965	0.965	0.965	0.965
平 2 0. 4 ～ 平 2 1. 3	0.924	0.949	0.949	0.949	0.949
平 2 1. 4 ～ 平 2 2. 3	0.914	0.963	0.963	0.963	0.963
平 2 2. 4 ～ 平 2 3. 3	0.927	0.970	0.970	0.970	0.970
平 2 3. 4 ～ 平 2 4. 3	0.934	0.970	0.970	0.970	0.970

被保険者期間	生年月日に応じて定められた新再評価率				
	昭 8. 4. 2～昭 10. 4. 1	昭 10. 4. 2～ 昭 11. 4. 1	昭 11. 4. 2～ 昭 12. 4. 1	昭 12. 4. 2～ 昭 13. 4. 1	昭 13. 4. 2～ 昭 14. 4. 1
～ 昭 3 3. 3	14. 275	14. 334	14. 437	14. 555	14. 598
昭 3 3. 4 ～ 昭 3 4. 3	13. 967	14. 025	14. 126	14. 242	14. 283
昭 3 4. 4 ～ 昭 3 5. 4	13. 773	13. 831	13. 931	14. 043	14. 086
昭 3 5. 5 ～ 昭 3 6. 3	11. 392	11. 437	11. 521	11. 615	11. 649
昭 3 6. 4 ～ 昭 3 7. 3	10. 533	10. 576	10. 653	10. 738	10. 771
昭 3 7. 4 ～ 昭 3 8. 3	9. 511	9. 549	9. 618	9. 696	9. 726
昭 3 8. 4 ～ 昭 3 9. 3	8. 732	8. 769	8. 832	8. 904	8. 930
昭 3 9. 4 ～ 昭 4 0. 4	8. 027	8. 059	8. 118	8. 184	8. 209
昭 4 0. 5 ～ 昭 4 1. 3	7. 025	7. 053	7. 104	7. 163	7. 183
昭 4 1. 4 ～ 昭 4 2. 3	6. 453	6. 478	6. 526	6. 580	6. 599
昭 4 2. 4 ～ 昭 4 3. 3	6. 279	6. 305	6. 350	6. 401	6. 419
昭 4 3. 4 ～ 昭 4 4. 1 0	5. 554	5. 576	5. 615	5. 662	5. 679
昭 4 4. 1 1 ～ 昭 4 6. 1 0	4. 243	4. 261	4. 292	4. 327	4. 340
昭 4 6. 1 1 ～ 昭 4 8. 1 0	3. 681	3. 697	3. 724	3. 754	3. 764
昭 4 8. 1 1 ～ 昭 5 0. 3	2. 700	2. 711	2. 731	2. 754	2. 762
昭 5 0. 4 ～ 昭 5 1. 7	2. 301	2. 311	2. 328	2. 345	2. 352
昭 5 1. 8 ～ 昭 5 3. 3	1. 902	1. 910	1. 923	1. 939	1. 945
昭 5 3. 4 ～ 昭 5 4. 3	1. 749	1. 756	1. 769	1. 783	1. 787
昭 5 4. 4 ～ 昭 5 5. 9	1. 656	1. 663	1. 675	1. 689	1. 694
昭 5 5. 1 0 ～ 昭 5 7. 3	1. 493	1. 499	1. 509	1. 521	1. 526
昭 5 7. 4 ～ 昭 5 8. 3	1. 422	1. 428	1. 437	1. 449	1. 453
昭 5 8. 4 ～ 昭 5 9. 3	1. 369	1. 376	1. 386	1. 398	1. 402
昭 5 9. 4 ～ 昭 6 0. 9	1. 319	1. 325	1. 334	1. 345	1. 348
昭 6 0. 1 0 ～ 昭 6 2. 3	1. 246	1. 251	1. 261	1. 272	1. 276
昭 6 2. 4 ～ 昭 6 3. 3	1. 216	1. 221	1. 229	1. 239	1. 243
昭 6 3. 4 ～ 平 元. 1 1	1. 186	1. 191	1. 200	1. 209	1. 213
平 元. 1 2 ～ 平 3. 3	1. 114	1. 119	1. 127	1. 136	1. 139
平 3. 4 ～ 平 4. 3	1. 064	1. 068	1. 076	1. 084	1. 087
平 4. 4 ～ 平 5. 3	1. 033	1. 037	1. 046	1. 054	1. 057
平 5. 4 ～ 平 6. 3	1. 013	1. 017	1. 024	1. 032	1. 035
平 6. 4 ～ 平 7. 3	0. 993	0. 997	1. 004	1. 013	1. 015
平 7. 4 ～ 平 8. 3	0. 972	0. 976	0. 983	0. 991	0. 994
平 8. 4 ～ 平 9. 3	0. 960	0. 964	0. 971	0. 979	0. 982
平 9. 4 ～ 平 1 0. 3	0. 947	0. 951	0. 958	0. 966	0. 969
平 1 0. 4 ～ 平 1 1. 3	0. 938	0. 942	0. 947	0. 955	0. 958
平 1 1. 4 ～ 平 1 2. 3	0. 941	0. 941	0. 946	0. 954	0. 957
平 1 2. 4 ～ 平 1 3. 3	0. 946	0. 946	0. 946	0. 954	0. 957
平 1 3. 4 ～ 平 1 4. 3	0. 953	0. 953	0. 953	0. 953	0. 956
平 1 4. 4 ～ 平 1 5. 3	0. 962	0. 962	0. 962	0. 962	0. 962
平 1 5. 4 ～ 平 1 6. 3	0. 965	0. 965	0. 965	0. 965	0. 965
平 1 6. 4 ～ 平 1 7. 3	0. 966	0. 966	0. 966	0. 966	0. 966
平 1 7. 4 ～ 平 1 8. 3	0. 967	0. 967	0. 967	0. 967	0. 967
平 1 8. 4 ～ 平 1 9. 3	0. 967	0. 967	0. 967	0. 967	0. 967
平 1 9. 4 ～ 平 2 0. 3	0. 965	0. 965	0. 965	0. 965	0. 965
平 2 0. 4 ～ 平 2 1. 3	0. 949	0. 949	0. 949	0. 949	0. 949
平 2 1. 4 ～ 平 2 2. 3	0. 963	0. 963	0. 963	0. 963	0. 963
平 2 2. 4 ～ 平 2 3. 3	0. 970	0. 970	0. 970	0. 970	0. 970
平 2 3. 4 ～ 平 2 4. 3	0. 970	0. 970	0. 970	0. 970	0. 970

被保険者期間	生年月日に応じて定められた新再評価率		
	昭 14. 4. 2～ 昭 15. 4. 1	昭 15. 4. 2～ 昭 16. 4. 1	昭 16. 4. 2～
～ 昭 3 3. 3	14. 598	14. 598	14. 598
昭 3 3. 4 ～ 昭 3 4. 3	14. 283	14. 283	14. 283
昭 3 4. 4 ～ 昭 3 5. 4	14. 086	14. 086	14. 086
昭 3 5. 5 ～ 昭 3 6. 3	11. 649	11. 649	11. 649
昭 3 6. 4 ～ 昭 3 7. 3	10. 771	10. 771	10. 771
昭 3 7. 4 ～ 昭 3 8. 3	9. 726	9. 726	9. 726
昭 3 8. 4 ～ 昭 3 9. 3	8. 930	8. 930	8. 930
昭 3 9. 4 ～ 昭 4 0. 4	8. 209	8. 209	8. 209
昭 4 0. 5 ～ 昭 4 1. 3	7. 183	7. 183	7. 183
昭 4 1. 4 ～ 昭 4 2. 3	6. 599	6. 599	6. 599
昭 4 2. 4 ～ 昭 4 3. 3	6. 419	6. 419	6. 419
昭 4 3. 4 ～ 昭 4 4. 1 0	5. 679	5. 679	5. 679
昭 4 4. 1 1 ～ 昭 4 6. 1 0	4. 340	4. 340	4. 340
昭 4 6. 1 1 ～ 昭 4 8. 1 0	3. 764	3. 764	3. 764
昭 4 8. 1 1 ～ 昭 5 0. 3	2. 762	2. 762	2. 762
昭 5 0. 4 ～ 昭 5 1. 7	2. 352	2. 352	2. 352
昭 5 1. 8 ～ 昭 5 3. 3	1. 945	1. 945	1. 945
昭 5 3. 4 ～ 昭 5 4. 3	1. 787	1. 787	1. 787
昭 5 4. 4 ～ 昭 5 5. 9	1. 694	1. 694	1. 694
昭 5 5. 1 0 ～ 昭 5 7. 3	1. 526	1. 526	1. 526
昭 5 7. 4 ～ 昭 5 8. 3	1. 453	1. 453	1. 453
昭 5 8. 4 ～ 昭 5 9. 3	1. 402	1. 402	1. 402
昭 5 9. 4 ～ 昭 6 0. 9	1. 348	1. 348	1. 348
昭 6 0. 1 0 ～ 昭 6 2. 3	1. 276	1. 276	1. 276
昭 6 2. 4 ～ 昭 6 3. 3	1. 243	1. 243	1. 243
昭 6 3. 4 ～ 平 元. 1 1	1. 213	1. 213	1. 213
平 元. 1 2 ～ 平 3. 3	1. 139	1. 139	1. 139
平 3. 4 ～ 平 4. 3	1. 087	1. 087	1. 087
平 4. 4 ～ 平 5. 3	1. 057	1. 057	1. 057
平 5. 4 ～ 平 6. 3	1. 035	1. 035	1. 035
平 6. 4 ～ 平 7. 3	1. 015	1. 015	1. 015
平 7. 4 ～ 平 8. 3	0. 994	0. 994	0. 994
平 8. 4 ～ 平 9. 3	0. 982	0. 982	0. 982
平 9. 4 ～ 平 1 0. 3	0. 969	0. 969	0. 969
平 1 0. 4 ～ 平 1 1. 3	0. 958	0. 958	0. 958
平 1 1. 4 ～ 平 1 2. 3	0. 957	0. 957	0. 957
平 1 2. 4 ～ 平 1 3. 3	0. 957	0. 957	0. 957
平 1 3. 4 ～ 平 1 4. 3	0. 956	0. 956	0. 956
平 1 4. 4 ～ 平 1 5. 3	0. 962	0. 962	0. 962
平 1 5. 4 ～ 平 1 6. 3	0. 965	0. 965	0. 965
平 1 6. 4 ～ 平 1 7. 3	0. 966	0. 966	0. 966
平 1 7. 4 ～ 平 1 8. 3	0. 967	0. 967	0. 967
平 1 8. 4 ～ 平 1 9. 3	0. 967	0. 967	0. 967
平 1 9. 4 ～ 平 2 0. 3	0. 965	0. 965	0. 965
平 2 0. 4 ～ 平 2 1. 3	0. 949	0. 949	0. 949
平 2 1. 4 ～ 平 2 2. 3	0. 963	0. 963	0. 963
平 2 2. 4 ～ 平 2 3. 3	0. 970	0. 970	0. 970
平 2 3. 4 ～ 平 2 4. 3	0. 970	0. 970	0. 970

厚生年金保険 被保険者加入期間照会申出書

年金事務所長 あて

フリガナ		男・女	フリガナ		生年月日												
氏 名			旧 姓		明 治												
					大 正												
					昭 和												
住 所	〒 - 電話 ()																
基礎年金 番 号	※ 必ず記入してください								調 査 中 の 年 金 手 帳 記 号 番 号	※ わかれれば記入してください							

※職歴記入欄

勤務した事業所の名称	事業所の所在地(本社等)	勤務地(支店名等)	勤務した期間			
フリガナ	市区町村名		自	年	月	日
			至	年	月	日
フリガナ	市区町村名		自	年	月	日
			至	年	月	日
フリガナ	市区町村名		自	年	月	日
			至	年	月	日
フリガナ	市区町村名		自	年	月	日
			至	年	月	日
フリガナ	市区町村名		自	年	月	日
			至	年	月	日

【説明事項】

1. 氏名欄及び生年月日欄には戸籍上の氏名及び生年月日を記入してください
2. 職歴記入欄の事業所の名称には正確な名称を記入し、必ずフリガナを記入してください
3. 職歴記入欄の事業所の所在地(本社等)には勤務していた事業所の本社等の郡市区名を記入してください
4. 本社以外の支社・営業所等に勤務していた場合は勤務地と異なる所在地で加入している場合がありますので、勤務地(支社名等)を記入してください
5. 勤務した期間が詳しくわからない場合は、おおよその年月を記入してください

【氏名変更(訂正)・生年月日訂正・年金手帳記号番号重複取消】			届書コード	送信
私は、この期間照会申出による記録の変更、訂正、登録(氏名変更・訂正、生年月日訂正・年金手帳記号番号重複取消)が必要である場合は、この申出によって当該変更・訂正・登録処理が行われるよう申請します。			207	
平成 年 月 日			届書コード	送信
申請者 (氏名)			209	
印			届書コード	送信
			205	

受付印

厚生年金保険 被保険者加入期間照会申出書

年金事務所長 あて

フリガナ	ネンキン タロウ		男	フリガナ	生年月日												
氏 名	年金 太郎		女	旧 姓	明治 大正 昭和	2	2	0	5	1	3						
住 所	〒 100-△△△△ 東京都〇〇区〇〇-△△					電話 03 (5555) 5555											
基礎年金 番 号	※ 必ず記入してください									調査中 の年金 手帳記 号番号	※ わかれば記入してください						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		0						

※職歴記入欄

勤務した事業所の名称	事業所の所在地(本社等)	勤務地(支店名等)	勤務した期間
フリガナ コウネンショウジ	市区町村名		自 昭和45年 4月 1日
厚年商事(株)	東京都〇〇区〇〇 1-1-1	神奈川県横浜市〇〇 区△△2-2-2	至 昭和47年 10月 31日
フリガナ コウネンサンギョウ	市区町村名		自 昭和50年 2月 頃 日
厚年産業(有)	大阪府××区〇〇		至 昭和51年 3月 頃 日
フリガナ	市区町村名		自 年 月 日
			至 年 月 日
フリガナ	市区町村名		自 年 月 日
			至 年 月 日
フリガナ	市区町村名		自 年 月 日
			至 年 月 日

【説明事項】

1. 氏名欄及び生年月日欄には戸籍上の氏名及び生年月日を記入してください
2. 職歴記入欄の事業所の名称には正確な名称を記入し、必ずフリガナを記入してください
3. 職歴記入欄の事業所の所在地(本社等)には勤務していた事業所の本社等の市区町村名を記入してください
4. 本社以外の支社・営業所等に勤務していた場合は勤務地と異なる所在地で加入している場合がありますので、勤務地(支社名等)を記入してください
5. 勤務した期間が詳しくわからない場合は、おおよその年月を記入してください

【氏名変更(訂正)・生年月日訂正・年金手帳記号番号重複取消】		届書コード	送信
私は、この期間照会申出による記録の変更、訂正、登録(氏名変更・訂正、生年月日訂正・年金手帳記号番号重複取消)が必要である場合は、この申出によって当該変更・訂正・登録処理が行われるよう申請します。 平成 18 年 8 月 21 日 申請者 (氏名) 年金 太郎 印		207	送信
		届書コード	送信
		209	送信
		届書コード	送信
		205	送信

受付印

年金事務所長 あて

国民年金保険料納付記録の照会申出書

私の国民年金納付記録について回答を願いたい。

(申出日)平成 年 月 日

被保険者の 氏 名 等	氏 名	生 年 月 日	基 礎 年 金 番 号									
	(フリガナ)	明治										
	旧氏名()	大正 昭和 平成										
請求者の電話番号		()	現住所									

1 納付期間についての申し立て

申 立 期 間	当 時 の 住 所	納 付 場 所	当時の納付に関するやりとりや納めた金額など (記憶している限り、できるだけ詳しく教えてください。)
～			
～			
～			
～			

2 住所変更の履歴(20歳以降の住所をご記入下さい)

期 間	住 所		
～			
～			
～			

国民年金保険料納付記録の照会申出書

私の国民年金納付記録について回答を願いたい。

(申出日)平成 年 月 日

被保険者の 氏 名 等	氏 名	生 年 月 日	基 礎 年 金 番 号									
	(フリガナ) ネンキン タロウ	明治										
	年金 太郎	大正										
	旧氏名()	昭和 平成	22・5・13	1	2	3	4	5	6	7	8	9
請求者の電話番号		03 (5555) 5555		現住所		東京都〇〇区〇〇-△△						

1 納付期間についての申し立て

申 立 期 間	当 時 の 住 所	納 付 場 所	当時の納付に関するやりとりや納めた金額など (記憶している限り、できるだけ詳しく教えてください。)
昭和49.1~49.9	長野県××市 〇〇-△△	××市役所	昭和49年11月ごろ、××市役所にて、国民健康保険の手 続時に未納分を指摘され、8,100円をまとめて納入した。
~			
~			
~			

2 住所変更の履歴(20歳以降の住所をご記入下さい)

期 間	住 所
昭和42年5月~昭和48年11月	山梨県□□市〇〇-△△
昭和49年1月~昭和50年1月	長野県××市〇〇-△△
昭和50年2月~現在	現住所に同じ
~	

